

浜 情 委 第 7 号
平成29年4月28日

浜松市長 鈴木康友 様
(道路企画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒 井 英 人

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年12月2日付け浜土道企第228号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A名入り請求者宛送付されたその起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書。」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第91号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年8月12日、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A名入り請求者宛送達されたその文書の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書」の公開請求をした。
- (2) 平成28年8月26日、実施機関は、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとして、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用して公開請求を拒否することとし、公文書非公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年11月24日、審査請求人は、(2)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成28年12月2日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めます。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、この処分について「浜松市情報公開条例第10条の規定により、公開請求を拒否する。」としています。また、その理由として「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため。」との記載がありました。

しかし、審査請求人が公開を請求した文書は、浜松市の起案文書、決裁文書であるとともに浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A氏が施行した、すなわち、全て浜松市が作成・施行した文書です。にもかかわらず、この文書にどのような非公開情報が含まれているのかについての具体的な説明がありません。

よって、非公開とする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかです。

(3) 反論書での主張

浜松市長（処分庁）の弁明は、浜松市に都合の良い事実、解釈、そして意見のみが記述されているものであり、審査請求の理由に対応する形での弁明が全くなされていません。よって、弁明書としての体を成していない平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市南第〇〇号による浜松市長（処分庁）の弁明には意味がありません。

浜松市長（処分庁）の「本件第7条第2号が該当するものであるし、本件条例第

10条の規定を適用したことは適当である。」という主張が誤っていることは明らかです。

よって、直ちに審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めます。

4 実施機関の主張

(1) 弁明書での主張

本件審査請求の争点は、審査請求人が公開を求めた本件請求対象文書に係る情報が本件条例第10条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当するか否かである。

① 本件条例第10条該当性について

審査請求人は、「審査請求人が請求者宛送達されたその文書に係る関連文書」と特定個人（請求者本人）を名指しした文書に係る関連文書の公開を請求している。よって、「審査請求人が請求者宛送達された文書」が「非公開情報」とされたもので、その存否を答えることは、特定個人（請求者本人）が当該文書の送付を受けたという事実そのものを識別することができる「非公開情報」を公開することと同一の効果を生じることとなる。

したがって、本件の公文書公開請求においては、本件条例第10条の規定を適用して、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、「非公開情報」を公開することとなるため、当該公文書（審査請求人が請求者宛送達されたその文書に係る関連文書）の存否を明らかにしないで、当該公開を拒否した。

② 本件条例第7条第2号の「非公開情報」該当性について

審査請求人は、「審査請求人が請求者宛送達されたその文書に係る関連文書」と特定個人（請求者本人）を名指しした文書に係る関連文書の公開を請求している。特定個人（請求者本人）を名指しした文書（審査請求人が請求者宛送達された文書）自体が、本件条例第7条第2号の「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、また、ただし書きの除外規定のいずれにも該当しないため、「非公開情報」となる。

また、本件の公文書公開請求は、請求者本人の個人情報に係るものではあるが、本件条例では、請求者本人の情報であるか否かを区別はしていない。であるから、たとえ請求者本人からの情報公開であっても本件条例第7条第2号が該当するものである。

③ 請求者本人による自己情報の公開請求について

本件において、審査請求人は、いわゆる自己情報の公文書公開請求を行ったものである。

しかし、条例の定めるところによる公文書の公開請求は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度である。そのことから、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求人が誰であるかは考慮されないものである。このことは、②の最終段落にて説明したとおり、「非公開情報」とするのみで、本人からの公開請求があった場合についての特段の規

定を設けていないことから、明らかである。

よって、本人の自己情報であっても、本件条例第7条第2号が該当するものであるし、本件条例第10条の規定を適用したことは適当である。

なお、本人による自己情報を知りたいときは、情報公開制度でなく、保有個人情報開示制度にて対応すべきである。(審査請求人には以前から教示している。)

以上のことから、本件処分は適当である。

5 委員会の判断

審査請求人は、「実施機関は、この処分について「浜松市情報公開条例第10条の規定により、公開請求を拒否する。」としています。また、その理由として「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるため。」との記載がありました。しかし、審査請求人が公開を請求した文書は、浜松市の起案文書、決裁文書であるとともに浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A氏が施行した、すなわち、全て浜松市が作成・施行した文書です。にもかかわらず、この文書にどのような非公開情報が含まれているのかについての具体的な説明がありません。よって、非公開とする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかです。」と主張している。

本件請求文書については、仮に存在したとして、実施機関が公開又は存在するが非公開若しくは部分公開の決定を行った場合、特定の個人が特定の公文書の送付を受けたという事実を明らかにすることとなる。

反対に、仮に存在しなかったとして、実施機関が文書不存在を理由として非公開と決定した場合、特定の個人が特定の公文書の送付を受けなかったという事実を明らかにすることとなる。

特定の個人が特定の公文書の送付を受けた事実の有無は、情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報すなわち非公開情報に該当するものである。

したがって、実施機関が、条例第10条を適用し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否したことは妥当である。

なお、本件決定通知書の公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由については、条例第10条の規定を適用して公文書の存否自体を明確にしないで公開請求を拒否することとなった理由を具体的にわかりやすく記載すべきであり十分とは言えないが、そのことをもって本件処分の判断は変わるものでない。

また、条例の公文書公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の公開請求があった場合でも、公開請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第2号アからウ又は条例第9条に該当しない限り、たとえ請求者本人の個人情報に係るものであっても非公

開情報となる。

以上のことから、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月 2日	諮問を受けた。
12月22日	審査庁から弁明書を受理した。
1月17日	審査庁から反論書を受理した。
平成29年 2月24日	諮問の審査を行った。
3月21日	答申案の検討を行った。
4月17日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順